

# 焼却施設を設置されている方へ

～ 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例が改正されました～

本県では、廃棄物処理施設の設置が円滑に行われるよう、事業者に対し、廃棄物処理法（以下「法」といいます。）に基づく許可申請（変更届）前の住民への事前説明及び設置後の処理状況の公表等を条例により義務づけています。（平成18年1月施行）

法の許可を要さない小型焼却施設は、当初、条例の対象外でしたが、設置を巡り事業者と住民との間で紛争（トラブル）が起きていることから、紛争を防止するため条例が改正され、一定の焼却施設（特定小型焼却施設）については、平成22年1月から事前説明等が義務づけられることとなりました。

## 特定小型焼却施設とは？

次のいずれかに該当する廃棄物焼却炉です。

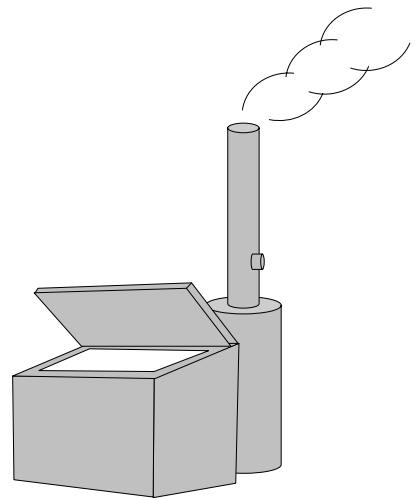
火床面積（廃棄物を焼却するところの面積）が $0.5\text{m}^2$ 以上  
焼却能力が $50\text{kg}$  / 時間以上

ただし、次の施設は除きます。

- ・法の設置許可を要する焼却施設
- ・産業廃棄物処分業者が、業として処理を行うために設置する焼却施設
- ・事業者が廃棄物排出した事業所内で自ら処理するために設置する焼却施設

例えば、こんな施設です。

解体・建設現場から出る廃棄物（木くず等）  
を自ら処理するために設置した火床面積  
 $1.9\text{m}^2$ 、焼却能力 $190\text{kg}$ /時間の焼却施設



平成22年1月から、特定小型焼却施設に関し、設置前の事前説明と、設置後の処理状況の公表等が義務づけられます。

## 設置前

### 設置前の事前説明(合意形成手続)

特定小型焼却施設を新設、変更(位置、構造、規模、処理する廃棄物の種類)を行うときは、ダイオキシン法の届出の前に、事業計画書を作成し、広告・縦覧を行うとともに、説明会を開催し関係住民の方の理解を得るよう努めなければなりません。

県は、紛争が生じた場合等は意見の調整を行い、紛争の予防、調整を図ります。

平成21年12月までにダイオキシン法の届出をされた施設については、平成22年1月以降、この手続を直ちに行っていただく必要はありませんが、平成22年1月以降、施設の更新(入れ替え)や、変更(位置、構造、規模、処理する廃棄物の種類)を行うときは、この手続を行わなければなりません。

## 設置後

### 処理状況の報告、公表

廃棄物の処理状況を毎年6月末までに県へ報告するとともに、廃棄物の処理状況に関する記録を関係住民の閲覧に供さなければなりません。

平成22年度は、平成22年1月～3月の処理状況について、平成22年6月末までに県へ報告し、処理施設(困難なときは最寄りの事務所)で閲覧に供さなければなりません。

報告・公表は、3ページの様式、4ページの記載例を参考としてください。(必要事項が記載されていれば、どんな様式でも結構です。)

### 処理施設の公開

業務に特段の支障がある場合を除き、自ら、関係住民に対し特定小型焼却施設を公開するよう努めなければなりません。

### 事故対応費用の措置

特定小型焼却施設において破損その他の事故が発生した場合に、廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用をあらかじめ積み立てる等の措置を行うよう努めなければなりません。

事故対応費用の措置方法は、積立によるほか民間保険への加入等が想定されます。

特定小型焼却施設において破損その他の事故が発生し、廃棄物や処理に伴って生じた汚水等が流出するなどして、生活環境の保全上支障が生じる(おそれがある)ときは、応急措置を講じるとともに、速やかな県への届出が法により義務づけられています。

### 廃棄物処理状況報告書

総合事務所長 様

郵便番号  
住 所  
提 出 者

郵便番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第25条第1項の規定により、廃棄物の処理状況を報告します。

廃棄物処理施設等の種類							
廃棄物処理施設等の設置場所							
取り扱う廃棄物の種類							
廃棄物処理施設等の処理能力							
処 理 実 績							
処理月	廃棄物の種類	処分方法	受入・持込量 ( t・m3 )	処分量 ( t・m3 )	処分後の 持出量 ( t・m3 )	持 出 先 ( 自社・委託 )	排出先の 処分方法
中間処理施設の操業を停止するに 至った事故、故障等の有無及び、 該当があればその内容							

廃棄物処理状況報告書

記載例

東部総合事務所長 様

郵便番号 680-0011

住 所 鳥取市東町一丁目 番地

提 出 者 鳥取 株式会社  
代表取締役 鳥 吉



郵便番号 (0857)26 -

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第25条第1項の規定により、廃棄物の処理状況を報告します。

廃棄物処理施設等の種類		特定小型焼却施設					
廃棄物処理施設等の設置場所		鳥取市 町 番					
取り扱う廃棄物の種類		木くず、紙くず					
廃棄物処理施設等の処理能力		190kg/時間					
処 理 実 績							
処理月	廃棄物の種類	処分方法	持込量 ( t m3 )	処分量 ( t m3 )	処分後の 持出量 ( t m3 )	持 出 先 ( 自社・委託 )	排出先の 処分方法
4月	木くず、紙くず	焼却	45	40	0		
5月	木くず、紙くず	焼却	40	40	0		
6月	木くず、紙くず	焼却	5	5	0.05	(株)	埋立処分
<p>月ごとの処理実績について、品目・処分方法別に記載してください。(区分できない場合は、合わせて記載されても結構です) 報告書の様式は、必要事項が記載されていれば、この様式のとおりでなくても構いません。</p>							
<p>操業を停止するに至った事故、故障等があった場合は、その詳細を記載してください。</p>							
中間処理施設の操業を停止するに至った事故、故障等の有無及び、該当があればその内容			あり 平成 年10月1日、台風により施設が破損したため、修理完了日(10月15日)まで操業を停止した。				

問合せ先・報告書提出先			
名称	所在地	電話	管轄区域
東部総合事務所生活環境局	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176	(0857)20-3668	鳥取市、岩美郡、八頭郡
中部総合事務所生活環境局	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	(0858)23-3278	倉吉市、東伯郡
西部総合事務所生活環境局	〒683-0054 米子市鞆町一丁目160	(0859)31-9323	米子市、境港市、西伯郡、日野郡
<p>条例のホームページ http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=29336</p>			
<p>鳥取県庁循環型社会推進課 電話 (0857)26-7681</p>			